

2026年度 中央大学経済援助給付奨学金（所得条件型）

＜前期＞募集要項 2026年度入学者対象

1. 本奨学金の目的

本奨学金は、修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により学業の継続が困難な学生を支援することを目的とします。

2. 申請資格

次の(1)～(4)の条件をすべて満たす者が対象となります。

- (1) 本学に在籍する学部生（通信教育課程を除く）。
- (2) 父母両方の令和7年度所得証明書【2024年1年間（2024年1月～12月）の収入・所得を証明する公的証明書】に記載されている金額（父母の合算金額）について、次の①・②の両方の基準を満たす者。
 - ① 給与所得・年金所得の区分について、合計収入金額が500万円以下（給与収入と年金収入の合計金額が500万円以下）（給与収入＝支払金額、いわゆる額面）
 - ② 合計所得金額が356万円以下（すべての所得区分の所得金額の合計が356万円以下）

※「所得証明書」は、自治体によっては「課税証明書」など名称が異なる場合もある（「6.申請書類」の④の説明も参照のこと）。
- (3) 履修登録済みであり、前期中に標準修得単位数（*1）の1/2を修得見込である者。
(*1) 標準修得単位数=卒業必要単位数÷4年
※文学部については通年科目が多いため取扱いが異なります。文学部新入生の成績基準については別途C plusよりお知らせします。
- (4) 「国^の高等教育修学支援新制度（家計急変、多子世帯無償化制度を含む）」を受給していない者。
※授業料減免+日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金を受けられる制度のことです。本人の意思でJASSO給付奨学金を停止している人も本奨学金の対象とはなりません。
※在学採用にて、国^の高等教育修学支援新制度と同時申請することは可。ただしその場合本奨学金に採用となっても、修学支援新制度の在学採用採否結果が出るまでは支払いが保留となります。
※修学支援新制度に採用されている場合でも、採用区分が第IV区分（理工農系）であり、修学支援新制度よりも本奨学金の給付額が上回る場合、差額分を受給できる場合があります。詳細は別紙をご確認ください。
※JASSO貸与奨学金との併用は可能です。
- (5) 2026年度に中央大学予約奨学金を受給していない者。
- (6) 2026年度に本学の学費減免措置を受けていない者。

【注意】

- ・日本国籍を有していない者は、査証における在留資格が「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」または「定住者（※1）」「家族滞在（※2）」である場合に限って出願できます。また、「家族滞在」の在留資格の方は申請前に早めに受付窓口に申し出てください。

- (※1) 日本に永住する意思のある者に限る。申請書類の「様式1」にその旨を記入すること。
- (※2) 日本に定着して就労する意思のある者に限る。申請書類の「様式1」にその旨を記入すること。また、小・中・高等学校について日本国内で卒業（修了）しているか否かについても「様式1」に記入すること（小・中・高等学校を日本で卒業しているか、小学校卒業前に日本に入国したことがあり、かつ中・高等学校日本で卒業している場合のみ申請資格があります）

3. 給付期間

一学期間（2026年4月1日～2026年9月20日）

4. 給付金額(全額)・給付日(予定)

(1) 給付金額：

法・経済・商・文学部生	135,500円	基幹／社会／先進理工学部生	193,500円
総合政策学部生	177,500円	国際経営学部生	155,000円
国際情報学部生	167,500円		

※申請状況によっては、給付金額が減額になる場合があります。

(2) 給付日：2026年7月下旬～8月上旬

5. 申請方法等

(1) 申請方法

「6. 申請書類」記載の申請書類を全て揃えて、下記申請窓口へ持参、もしくは記録が残る方法（レターパックライト、簡易書留等）で郵送してください。

(2) 申請期間 ※郵送の場合は【消印有効】

2026年5月8日（金）～5月22日（金）【消印有効】

(3) 申請窓口・郵送先住所

学部	申請窓口	郵送先住所
法	茗荷谷キャンパス スチューデントハブ	〒112-8631 東京都文京区大塚1-4-1
経済・商・文・総合政策・国際経営	学生部事務室奨学課	〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
基幹理工・社会理工・先進理工	学生部事務室都心学生生活課	〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27
国際情報	学生部事務室都心学生生活課 市ヶ谷田町キャンパス6階 (国際情報学部事務室内)	〒162-8478 東京都新宿区市谷田町1-18

6. 申請書類

以下の書類を全て揃えて提出してください。記入の際は、必ず黒ボールペン（消せるボールペンは不可）を使用し、申請者本人が記入してください。不備がある場合は、選考の対象になりません。

	必 要 書 類	注 意 事 項
①	提出用チェックリスト	提出書類一覧にチェックを入れた状態で不備のないように提出してください。

②	<p>「中央大学経済援助給付奨学生（所得条件型）」申請書 (様式 1)※A4 サイズで出力</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在留資格が「定住者」「家族帶在」の者は、「2. 申請資格」の【注意】を読み、日本に永住する意思があることを記入すること。 申請ご間違いがないことを本人が自署により誓約すること。
③	<p>「申請者本人の住民票（原本）」 または「申請者本人を含む世帯全員の住民票（原本）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村役場発行のものであること（いずれも発行後3か月以内のもの）。 本籍地・世帯主・続柄を記載すること。 日本国籍を有していない者は、国籍・在留資格・在留期間が記載されている住民票を提出のこと。 世帯全員分の住民票を取得した場合は、全ページ提出すること。 下記⑦に該当する者のうち、(5) 戸籍謄本を提出する場合は、必ず「申請者本人を含む世帯全員の住民票（原本）」を提出すること。 ・広域交付住民票は不可。　・マイナンバーの記載がないもの
④	<p><u>父母両方</u>の令和7年度所得証明書（課税・非課税証明書）（原本） ※2024年分（2024年1月～12月）の収入・所得が記載されているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村役場発行のものであること（発行後3か月以内）。 所得証明書の名称・書式・発行時期は、各地方自治体によって異なる[例: 市区町村民税・県民税課税証明書・特別区税・都民税課税(非課税)証明書]。 収入、所得の種類(内訳)と金額が明記されていること。 無収入の場合は、合計所得金額が「0円」と記載されていること『*』や『-』『空白』等は不可。所得がない旨の住民税申告をしているにも関わらず自治体の仕様で『0円』が記載されない場合は、住民税申告書控を添付すること。 <p>※ひとり親家庭の場合は、下記⑦も併せて確認すること。</p> <p>※海外での収入がある場合は、現地で発行した所得証明書類も添付すること。</p>
⑤	<p>口座振込依頼入力フォーム (Google フォーム) ※金融機関情報を入力してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請者本人名義の振込口座を指定すること。 フォームに入力する際は、必ず<u>全学メールのアカウント</u>でログインするようにしてください。 入力がされていなかった場合、入力時点で内容に不備がある場合は振込が遅れます <p>https://forms.gle/ieUrX52tGBRNs7Re9</p> 
⑥	誓約書	<p>誓約文を熟読後、本人および大学に届け出ている保証人が<u>自署</u>により誓約すること。</p> <p>※本人および保証人による直筆以外不可</p>
⑦	その他（コピー可）	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭で、所得証明書の「寡婦」「ひとり親」欄に「*」印や控除金額が記載されていない場合は、次の(1)～(5)のいずれか一点を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> 源泉徴収票（「寡婦・ひとり親」欄に「*」印が記載されているもの） ひとり親家庭等医療費受給資格者証 福祉医療費受給資格者証 児童扶養手当の支給證明書 戸籍謄本（発行後3か月以内のもの） <p>※(2)、(3)、(4)については、有効期間または有効期限内のもの。</p> <p>※(5)戸籍謄本を提出する場合は、住民票の種類ご注意すること（上記③を参照）。</p> <p>生計維持者と学生本人の戸籍筆頭者が異なるなどの理由がある場合はお問い合わせください。</p>

注)申請書類や申請書記載内容等について電話で確認する場合や、追加書類の提出をお願いすることがあります。受付窓口からの連絡には必ず応じるようにしてください。書類不備が解消されない場合は

不採用となります。

7. 選考方法

書類審査のみ

※採用枠には限りがあるため、出願者が多い場合には、出願資格を満たしていても不採用となる場合があります。従って、選考結果発表は必ず確認するようにしてください。

8. 採否結果発表（予定）

2026年7月10日（金）10:00～

発表場所：*C plus* → Information on Student Life and Career

9. その他

- ・申請書類（証明書等）は、マイナンバー（個人番号）の記載がないものを提出してください。
- ・奨学金給付対象期間の2026年4月1日～2026年9月20日に休学・退学した場合、または申請内容に虚偽が判明した場合は、給付金の返還を求めます。
- ・学外団体奨学金やその他の学内給付奨学金との併給は、受けられない場合があります。
- ・提出された申請書類は返却できません。

10. 問い合わせ先

※お問い合わせフォームからのご連絡については、順次確認しますので、回答まで数日お時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

※お問い合わせの際は、「学籍番号」・「氏名」を必ず入力してください。

◇法学部生

茗荷谷 スチューデントハブ

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=5>

※開室時間等の詳細は公式webサイトよりご確認ください。



◇経済・商・文・総合政策・国際経営学部生

学生部事務室奨学課

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48>

TEL:042-674-3461 (平日 10:00～17:00)



◇基幹理工・社会理工・先進理工学部生

学生部事務室都心学生生活課

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44>

TEL:03-3817-1716 (平日 10:00～11:30, 12:30～17:00)



◇国際情報学部生

学生部事務室都心学生生活課（市ヶ谷田町担当）

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=138>

TEL:03-3817-1716 (平日 10:00～11:30, 12:30～17:00)



以 上